

「オープンサイエンスのためのデータ管理
基盤ハンドブック～学術研究者のための
“個人情報”の取扱い方について」
(パネルディスカッション)

中央大学国際情報学部
石井 夏生利

石井夏生利

研究分野

情報法、プライバシー・個人情報保護法

担当科目

法学概論
情報プライバシー権法
ICTビジネスと公共政策 等



主な学歴・経歴

東京都立大学卒業
中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士後期課程修了 博士(法学)
弁護士業務
ユニ・チャーム株式会社法務部
情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 助教、講師、准教授
筑波大学図書館情報メディア系准教授
情報ネットワーク法学会理事

主な業績・活動

- ・「新版 個人情報保護法の現在と未来ー世界的潮流と日本の将来像」(勁草書房) 【著書】
- ・「個人情報保護法の理念と現代的課題ープライバシー権の歴史と国際的視点」(勁草書房) 【著書】
- ・総務省情報通信政策研究所特別研究員
- ・総務省情報通信審議会委員

(<https://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/itl/teacher/teacher02/>)

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個人情報法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個人情報法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

学術研究機関等

- 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう(第16条8項)。
- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2-18学術研究機関等(法第16条第8項関係)

学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の例外①

1. 利用目的変更の制限(第18条3項五号、六号)

- ✓個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(五号)
- ✓学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(六号)

2. 要配慮個人情報の取得(第20条2項五号、六号)

- ✓個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合(五号)
- ✓個人情報取扱事業者が学術研究機関等から要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合(六号)

学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の例外②

3. 第三者提供の制限(第27条1項五号～七号)

- ✓個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(五号)。
- ✓個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データを学術研究目的で提供する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合(六号)
- ✓学術研究機関等である第三者が、個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(七号)。

外国にある第三者への提供の制限にも適用(第28条1項)

共通要件①：「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合

- 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- また、学術研究目的で取り扱う必要があっても、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

共通要件②：「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に該当しないこと

- 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人情報の目的外利用をすることはできない。
- この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。
- この点、学術研究目的で個人情報を取り扱う必要があっても、目的外利用をする場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

個人情報保護委員会・前掲「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-1-5 利用目的による制限の例外(法第18条第3項関係)。

学術研究機関にも適用される規定

- 利用目的の特定(第17条)、不適正な利用の禁止(第19条)、適正な取得(第20条1項)、利用目的の通知(第21条)及びデータ内容の正確性の確保(第22条)
- 個人データの安全管理措置に係る規律(第23条～第26条)
 - ✓ 安全管理措置(第23条)、従業者の監督(第24条)、委託先の監督(第25条)漏えい等の報告等(第26条)
- 保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律(第33条～第40条)
- 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第4章第3節)、匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4章第4節)
- 民間団体による個人情報保護の推進に係る規定(第4章第5節)

研究データの取扱いに関する問題意識

- 改正法の適切な理解(誤解の解消)と対応
 - ✓令和3年改正によって官民で共通ルール化された規定
 - 利用目的による制限、要配慮個人情報¹の取得、第三者提供(海外提供含む)の認められる要件
 - ✓私立大学に新たに課せられる義務
 - 安全管理、開示等請求その他
 - ✓誤解されやすい事項の整理
 - 仮名化、仮名加工情報、匿名化、匿名加工情報の違いなど
 - 「連結可能匿名化」、「連結不可能匿名化」と個人情報の関係
- 利活用のニーズへの対応
- 分野特有のルールへの配慮
 - ✓医療分野：インフォームドコンセントとの関係
 - 生命・医学系指針参照